



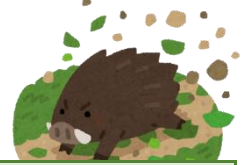
# 令和4年度 山武市電気柵設置補助金

(有害獣被害防止防護柵等設置事業補助金)

有害獣による農作物への被害防止を図るため、電気柵を設置した際の購入に要する経費（令和4年1月～12月に購入、設置したもの）の一部を補助します。

**【補助率 1/2・上限2万円】**

※予算が超過した場合は終了となります。



## 1. 対象者

市内に住所を有する農業者（耕作面積 30 アール以上又は販売金額 50 万円以上）で、市税の未納がない者。

## 2. 対象条件（次の①～⑤のすべてに該当すること）

- ①電気柵の設置場所が市内であること。
- ②設置場所が耕作されている農地であること。
- ③設置場所の面積が 10 アール以上であること。
- ④電気柵の延長が 100m以上であること。
- ⑤資材の購入先が市内に本店又は支店のある事業者であること。

## 3. 申請から交付までの流れ

- ①電気柵購入、設置完了（申請者）
- ↓
- ②補助金交付申請書兼請求書作成（申請者） ※添付書類が必要です。  
「4. 申請に必要なもの」をご確認ください。
- ↓
- ③農政課へ提出（申請者→市役所）
- ↓
- ④内容審査後、交付（不交付）決定通知送付（市役所→申請者）
- ↓
- ⑤指定口座へ入金（市役所→申請者）

## 4. 申請に必要なもの

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ①補助金交付申請書兼請求書 | ④見積書等（明細を確認できる書類）  |
| ②設置場所の位置図     | ⑤領収書、納品書又は支出を証する書類 |
| ③設置完成写真及び配置図  |                    |

※申請は同一年度1回限りです。また、2年連続での申請はできません。

○申請先 山武市役所産業振興部農政課農政係  
TEL 0475-80-1211

○申請期間 令和4年6月1日(水)～令和5年1月13日(金)